

# 山口県吹奏楽連盟規約

## 第1章 総 則

### 第1条（名 称）

本連盟は山口県吹奏楽連盟（以下本連盟）と称し、中国吹奏楽連盟に属する。

### 第2条（事務局）

本連盟の事務を処理するために事務局をおく。事務局は、理事長の指定する場所におく。

## 第2章 目的及び事業

### 第3条（目 的）

本連盟は、一般社団法人全日本吹奏楽連盟の掲げる目的に即し、本県の吹奏楽及び管打楽器による音楽の普及向上に寄与することを目的とする。

### 第4条（事 業）

本連盟は前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- 1 コンクール、コンテスト等の開催及び主管
- 2 楽器奏法及び指導法に関する講習会、研究会並びに演奏会等の開催
- 3 吹奏楽曲の創作、開発及び普及
- 4 その他適当と認めた事業

## 第3章 組 織

### 第5条（会 員）

- 1 本連盟は山口県内に所在地をおく小学校、中学校、高等学校、大学、職場及び一般の吹奏楽団（以下団体会員）並びに前章の趣旨に賛同する音楽有識者（以下個人会員）をもって構成する。また、団体会員の代表者及び個人会員は本連盟の理事となる。
- 2 本連盟の会員は加盟費、年会費を納入し、団体所在地及び代表者を明記して、毎年5月末日までに事務局へ届け出なければならない。
- 3 会員が本連盟から脱退するときは、理事長が定める様式による脱退届を書面によって理事長に提出しなければならない。

### 第6条（地区連盟）

本連盟は団体会員及び個人会員の所在地別に地区連盟をおく。規約は各地区連盟が別に定める。地区連盟は以下の通りとする。

- |             |               |
|-------------|---------------|
| 1 岩国地区吹奏楽連盟 | 2 光・柳井地区吹奏楽連盟 |
| 3 周南地区吹奏楽連盟 | 4 防府地区吹奏楽連盟   |
| 5 山口地区吹奏楽連盟 | 6 厚狭地区吹奏楽連盟   |
| 7 下関地区吹奏楽連盟 | 8 長北地区吹奏楽連盟   |
| 9 豊浦地区吹奏楽連盟 |               |

#### 第7条（部 会）

本連盟は団体会員及び個人会員の種別により部会をおくことができる。部会の規定は別に定める。部会は、以下の通りとする。

- |              |         |          |
|--------------|---------|----------|
| 1 小学生部会      | 2 中学生部会 | 3 高等学校部会 |
| 4 大学・職場・一般部会 |         |          |

### 第4章 役 員

#### 第8条（役 員）

1 本連盟に、次の役員をおく。

- |             |               |
|-------------|---------------|
| ① 理 事 長     | 1 名           |
| ② 副 理 事 長   | 数 名           |
| ③ 監 事       | 2 名           |
| ④ 常 任 理 事   | 4 名（各部会代表者）   |
| 常 任 理 事     | 9 名（各地区連盟代表者） |
| ⑤ 事 務 局 長   | 1 名           |
| ⑥ 事 務 局 次 長 | 若 干 名         |
| ⑦ 事 務 局 員   | 数 名           |

2 役員は兼務することができる。ただし、監事を兼ねることはできない。

#### 第9条（役員を選出）

- 1 理事長及び副理事長は常任理事会が選任し、総会で承認する。
- 2 監事は、総会が選任する。
- 3 常任理事は、各地区連盟及び各部会より1名を選任する。
- 4 事務局長、事務局次長及び事務局員は理事長が指名し、総会で承認する。

#### 第10条（役員の職務）

- 1 理事長は連盟の業務を統括し、本連盟を代表する。
- 2 副理事長は理事長を補佐し、理事長に事故のある時はその職務を代行する。また、総会及び常任理事会の議長を務める。
- 3 監事は本連盟の事業運営並びに会計を監査する。
- 4 常任理事は総会の決議による会務を遂行する。

- 5 事務局長、事務局次長及び事務局員は総会、常任理事会の決議並びに理事長の指示する業務を執る。

#### 第11条（役員の任期）

- 1 本連盟の役員の任期は2年とし、再任を妨げない。
- 2 補欠により選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員はその任期を満了した後であっても、後任者が就任するまでの間はその職務を行う。

#### 第12条（役員の解任）

本連盟の役員が次の各号の一に該当するときは、常任理事会において4分の3以上の賛成により解任することができる。その際には、理事長はその直近の総会で議決事項及び結果を報告し、総会の承認を受けなければならない。

- ① 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- ② 職務上の義務違反その他役員として不適切な行為があると認められるとき。

### 第5章 顧問、参与及び名誉会員

#### 第13条（顧問及び参与）

- 1 本連盟は顧問及び参与をおくことができる。
- 2 顧問及び参与は総会においてこれを推戴し、理事長が委嘱する。
- 3 顧問及び参与は理事長の諮問機関とする。

#### 第14条（名誉会員）

本連盟は名誉会員をおくことができる。名誉会員は総会の決議により推戴する。

### 第6章 会 議

#### 第15条（会議の種類）

会議は総会、常任理事会及び事務局会議とする。

#### 第16条（会議の招集）

- 1 総会は本連盟の理事をもって組織し、毎年1回会計年度終了後2ヶ月以内に理事長が招集する。また、理事長が必要と認める場合若しくは理事の3分の1以上が要求する場合にも臨時に開催することができる。
- 2 常任理事会は常任理事及び理事長、副理事長、事務局長、事務局次長並びに事務局員をもって組織し、理事長が招集する。
- 3 事務局会議は理事長、副理事長、事務局長、事務局次長及び事務局員をもって組織し、理事長が随時招集する。

## 第17条（会議の定足数）

- 1 会議は、その構成員の過半数の出席をもって成立する。ただし、委任状によってあらかじめ意思を示した者は出席とみなす。
- 2 会議の議決は過半数により、可否同数の時は議長の決するところによる。

## 第18条（総会）

- 1 総会は、本連盟の運営に関することを審議する。
- 2 総会に次のことを付議する。
  - ① 事業報告及び事業計画に関すること。
  - ② 予算及び決算に関すること。
  - ③ 役員並びに顧問、参与及び名誉会員等の推戴に関すること。
  - ④ 規約の変更に関すること。
  - ⑤ 一般社団法人全日本吹奏楽連盟及びその他文化団体との連絡に関すること。
  - ⑥ その他必要な事項。
- 3 総会の議長は、副理事長若しくは常任理事が務める。

## 第19条（常任理事会）

- 1 常任理事会は本連盟の会務を審議し、執行する。
- 2 常任理事会に次のことを付議する。
  - ① 事業の企画及び運営に関すること。
  - ② 会計の実施に関すること。
  - ③ 役員解任に関すること。
  - ④ 総会から付託された事項。
  - ⑤ その他必要な事項。
- 3 総会に付議すべき事項について緊急を要すると理事長が判断した場合には、常任理事会が議決を代行し、執行することができる。その際には、理事長はその直近の総会で議決事項及び結果を報告し、総会の承認を受けなければならない。
- 4 常任理事会の議長は、副理事長若しくは常任理事が務める。
- 5 常任理事会において議決権を有する者を、次の通りに定める。
  - ① 理事長
  - ② 副理事長
  - ③ 常任理事
  - ④ 事務局長

## 第20条（事務局会議）

事務局会議は、本連盟の事業の実施の詳細に関すること及び常任理事会並びに理事長より付託、指示されたことについて審議し、執行する。

## 第7章 会 計

### 第21条（支 弁）

本連盟の経費は、会費、奨励金、寄付金その他の収入をもって支弁する。

## 第22条（会計年度）

本連盟の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

## 第23条（会費）

本連盟の会費は別に細則で定める。また、一旦納入された会費は、いかなる正当な理由があっても返還しない。

## 第8章 部 局

### 第24条（部 局）

- 1 本連盟の事業に関する協議運営のため、事務局内に次の部局をおく。
  - ① 総務部・・・主として渉外及び事務に関すること。
  - ② 事業部・・・事業の運営に関すること。
  - ③ 財務部・・・本連盟の会計に関すること。
- 2 部局については、別に細則で定める。

## 第9章 補 則

### 第25条（細 則）

本規約の施行に必要な細則は常任理事会が発議し、理事長が別に定める。

### 第26条（規約の変更）

本規約の変更は常任理事会が発議し、総会において3分の2以上の賛同を要する。

### ○付 則

1. 本規約は、昭和49年4月 1日より施行する。
1. 本規約は、昭和58年4月 1日より施行する。
1. 本規約は、平成 元年4月26日より施行する。
1. 本規約は、平成 5年5月 1日より施行する。
1. 本規約は、平成 9年4月14日より施行する。
1. 本規約は、平成15年4月25日より施行する。
1. 本規約は、平成18年4月21日より施行する。
1. 本規約は、令和 5年4月21日より施行する。